

泉大津市と株式会社グラファーターとの連携協力に関する協定書

泉大津市（以下「甲」という。）と株式会社グラファーター（以下「乙」という。）は、生成A Iを活用した行政における業務改革の推進による市民サービスの向上に向け、次のとおり連携協力の協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、生成A Iを活用した行政における業務改革の推進による市民サービスの向上に向け、甲及び乙が連携協力して実施する取組の内容及び役割分担等を明確にすることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、第1条の目的を実現するために、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 行政事務における生成A Iの活用に関する事項
- (2) 生成A Iを活用するデジタル人材の育成に関する事項
- (3) 生成A Iを活用した際に得られるデータ等の収集に関する事項
- (4) その他本協定の目的の実現にあたって必要な事項

（役割分担）

第3条 甲及び乙は、前条に定める連携協力事項を実施する際に、次に掲げる役割を担う。

- (1) 甲及び乙は、生成A Iを活用することで業務効率化を見込むことのできる行政事務を選定する。
- (2) 甲は、前号で選定された行政事務において、生成A Iを活用する甲の職員を選定する。
- (3) 乙は、前号で選定された甲の職員に対して、生成A Iに関する知識習得に向けた研修を実施する。
- (4) 乙は、前号で研修を受けた甲の職員が、本項第1号で選定した行政業務において生成A Iを活用するにあたって、操作方法の支援及び業務効率化に向けた助言を行う。
- (5) 甲及び乙は、本協定に基づき実施する行政事務における生成A Iの活用に関するデータ等の収集及び効果検証を行う。
- (6) 甲及び乙は、本協定に関して相互の持つ媒体等を活用して広報活動を行う。
- (7) その他本項に記載のない事項については、甲乙協議の上決定する。

（費用負担）

第4条 本協定に基づく甲及び乙の活動に要する費用負担については、甲乙協議し、別途定めるものとする。

（内容の変更）

第5条 甲又は乙から本協定の内容の変更の申し出があったときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。

（本協定の解除）

第7条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

（守秘義務）

第8条 甲及び乙は、第2条の連携協力事項の実施にあたり、法令の定める範囲内において相互に情報共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理する。また、甲及び乙は、本協定の履行の過程で相手方から取得した情報のうち相手方が開示の際に秘密である旨を明示した情報を、相手方の事前の承諾なしに、第三者に開示又は漏えいをしてはならず、また、本協定を履行する目的以外の目的に使用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りでない。

- (1) 相手方から取得した時点で公知の情報
- (2) 相手方から取得した時点で既に保有していた情報
- (3) 相手方から取得後、自己の責によらず公知となった情報
- (4) 相手方から取得した情報によらず独自に開発した情報
- (5) 正当な開示権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報

2 前項の規定は、本協定の有効期間終了後も甲及び乙に対し引き続き効力を有する。

3 前2項の規定にかかわらず、個人情報については、本協定の有効期間終了後も甲及び乙は、法令等の定める範囲内において相手方から取得した個人情報を適切に管理する。

(その他)

第9条 本協定に定めるもののほかに必要な事項は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年7月1日

甲 大阪府泉大津市東雲町9番12号
泉大津市
市長 南出 賢一

乙 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-5-8 ジュニア千駄ヶ谷ビル
株式会社グラファール
代表取締役 石井 大地